

静岡県公安委員会規則第1号

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年5月17日

静岡県公安委員会委員長 生座本 磯 美

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

静岡県道路交通法施行細則（昭和35年静岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (運転者の遵守事項) 第9条 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) 運転操作に支障を <u>およぼす</u> おそれのある <u>衣服又は下駄、スリッパ、その他のはきもの</u> を着用して車両を運転しないこと。 (3)～(11) (略) | (運転者の遵守事項) 第9条 法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) 運転操作に支障を <u>及ぼす</u> おそれのある下駄、スリッパ <u>その他のはきもの</u> を着用して車両を運転しないこと。 (3)～(11) (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。